

固

定資産税課からのお知らせ

①償却資産の申告は
1月31日(月)までに

償却資産とは、事業に使用する資産(構築物、機械、器具、備品など)のことで、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。所有者は法令に基づき、毎年1月1日現在の市内における資産状況を市へ申告する必要があります。

昨年中に新しく設立した事業所や、昨年に引き続き申告が必要な事業所などに、申告案内を送付しましたので、1月31日(月)までに必ず申告してください。

申告対象となる太陽光発電設備

設置者	発電規模		
	10kW以上 売電あり	10kW未満 売電なし	10kW未満 売電あり
個人(住宅用)	申告対象	対象外	対象外
個人(事業用)	発電規模や売電の有無に関わらず申告対象		
法人	発電規模や売電の有無に関わらず申告対象		

③太陽光発電設備を設置した土地の評価・課税

市内に償却資産を所有している事業所などで、案内が届いていない場合はご連絡ください。なお、申告にはインターネットによる電子申告「eLTA-X」も利用できます。詳しくは市ホームページを確認ください。

②太陽光発電設備を

設置した時は
太陽光パネルなどの太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)も固定資産税の

課税対象となり、償却資産(固定資産)として市への申告が必要な場合があります。左表に該当する場合はご連絡ください。

太陽光発電設備を設置した土地は、利用状況から判断し、地目を宅地または雑種地に認定します。そのため、農地や山林などを太陽光発電設備用地として利用した場合は評価額や税額が大きく上がります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 固定資産税課①②管理・償却資産担当(☎423・9426)・③土地担当(☎423・9427)

都

市計画案の縦覧

南部大阪都市計画火葬場の変更について都市計画課にて案の縦覧を行います。都市計画に関係する住民及び利害関係人は意見を提出できます。

縦覧期間 1月11日(火)～25日(火)

意見書提出・問合せ 1月25日(火)(必着)までに直接または郵送(案件、住所、氏名、電話番号、意見を記入)で都市計画課都市計画担当(☎596-8510) ☎423・9629へ

納

付状況のお知らせを送付

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料

確定申告などの際、前年1月～12月に納付した国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

それぞれの保険料を本市に納め、下表に該当する人には1月下旬に各担当課から保険料の納付状況のお知らせを送付します。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にそれぞれのお知らせをご利用ください。

②③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などの年金保険者から「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます(市からは送付しません)。

項目	対象	問合せ
①国民健康保険料	保険料を納付した全ての納付義務者	健康保険課収納担当(☎423-9459)
②後期高齢者医療保険料	普通徴収(口座振替、納付書払い)で保険料を納付した人、遺族年金が障害年金から特別徴収(年金天引き)で保険料を納付した人	健康保険課後期高齢者医療担当(☎423-9468)
③介護保険料	65歳以上で、普通徴収で保険料を納付した人、遺族年金が障害年金から特別徴収で保険料を納付した人	介護保険課保険料担当(☎423-9475)

国

**20歳からスタート
国民年金からのお知らせ**

国民年金は、皆さんが今の高齢者世代を支え、将来、子ども世代に支えてもらう世代間扶養の仕組みです。20歳を迎えた人に、日本年金機構から、国民年金に加入した旨を通知します(厚生年金保険に加入している人を除く)。

保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例や納付猶予制度などがあります。詳しくはお問い合わせください。

保険料の納付は前納がお得

国民年金には、保険料を口座振替でまとめて前払いすると割り引きになる前納制度があります。2年前納すると、約1万5千円割り引きされ、大変お得です。また、前納した全額が社会保険料控除の対象となります(各年分に分割も可)。期間は令和4年4月

「眼の障害」の障害認定基準が一部改正

1月1日から障害年金の審査に用いる「眼の障害」の障害認定基準が一部改正されました。また、「眼の障害」で2級または3級の障害年金を受給している人は、障害等級が上がります。障害年金が増える可能性があります。障害年金額の増額を希望する場

からは送付しません)。

合は、額改定請求の手続きを行ってください。主な改正は次のとおりです。

視力の障害認定基準

●「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による障害認定基準に変更

視野の障害認定基準

●これまでの「ゴルドマン型視野計に基づく障害認定基準」に加え、現在広く普及している自動視野計に基づく障害認定基準を創設

●求心性視野狭窄や輪状暗点といった症状による限定をやめて、測定数値により障害等級を設定するよう変更

●これまでの障害等級(2級)に加え、1級・3級の規定を追加

問合せ 貝塚年金事務所(☎431-1122)、市民課国民年金担当(☎423-9460)

広告

広告問合せ

(株)M総合企画(☎072-275-5449)
 (株)朝日オリコム大阪(☎06-6226-1314)
 (株)宣成社(☎06-6222-6888)
 (株)ウィット(☎072-668-3275)